



三重県公報

令和2年2月14日(金)

第 80 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
人 事 委 規 則			
	三重県人事委員会規則6-5（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則	（人 事 委 員 会）	2
告 示			
74	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	（健康づくり課）	2
75	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	（道路管理課）	2
76	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	（ 同 ）	4
77	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	（ 同 ）	4
78	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	（出納局）	4
公 告			
	公共測量を実施する旨の通知	（公共用地課）	5
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	（広聴広報課）	5

人事委規則

三重県人事委員会は、三重県人事委員会規則六一五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則を、ここに公布します。

令和二年二月十四日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則六一五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則
 三重県人事委員会規則六一五（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（採用試験の種類及び職の区分）</p> <p>第二十七条 採用試験の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験</p> <p>六～八 （略）</p> <p>九 社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者試験</p> <p>2 （略）</p>	<p>（採用試験の種類及び職の区分）</p> <p>第二十七条 採用試験の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五～七 （略）</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第74号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和2年2月14日

三重県知事 鈴 木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
病院・診療所	辻クリニック	桑名市明正通 2-464	令和2年2月1日
薬局	阪神調剤薬局 三重大前店	津市江戸橋 2丁目 27番	令和2年2月1日

三重県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和2年2月14日

三重県知事 鈴 木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 365号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル

四日市市上海老町字東大沢 1648 番 376 地先 から 四日市市上海老町字東大沢 1648 番 256 地先 まで	旧	10.8~14.1	260.5
	新	13.0~17.5	260.5

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田光四日市線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市西坂部町 2431 番 2 地先 から 四日市市西坂部町 2403 番 2 地先 まで	旧新	6.3	103.0
	新	6.3~9.0	115.0

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上海老高角線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市上海老町字東大沢 1585 番 216 地先 から 四日市市上海老町字東大沢 1648 番 372 地先 まで	旧	10.4~12.3	172.1
	新	11.5~12.7	172.1

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 朝明溪谷線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
三重郡菰野町大字音羽字小池 444 番 1 地先 から 三重郡菰野町大字音羽字中之堀 441 番 1 地先 まで	旧	11.0~18.0	75.0
	新	10.5~15.1	75.0

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上野島ヶ原線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市予野字奥アマミ 10697 番 2 地先 から 伊賀市予野字奥アマミ 10691 番地先 まで	旧	5.5~8.4	313.7
	新	9.0~11.6	313.7

第 6

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 311 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
尾鷲市三木里町古輪山 1402 番 5 地先内	旧	6.4~9.3	238.5
	新	10.9~88.5	238.5

第 7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三戸紀伊長島停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
北牟婁郡紀北町島原字浅間 4845 番地先内	旧	9.3~10.0	21.5
	新	15.3~22.7	21.5

第 8

- 1 道路の種類 一般国道

2 路線名 311号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市波田須町字大平空菱子 58 番 20 地先内	旧	8.1~8.2	57.1
	新	8.1~38.5	57.1

三重県告示第 76 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 2 年 2 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 田光四日市線	四日市市西坂部町 2431 番 2 地先 から 四日市市西坂部町 2403 番 2 地先 まで	令和 2 年 2 月 14 日
県道 朝明溪谷線	三重郡菰野町大字音羽字鐘突田 2246 番 2 地先 から 三重郡菰野町大字音羽字中之堀 436 番 1 地先 まで	令和 2 年 2 月 14 日
一般国道 422 号	多気郡大台町岩井字登り垣外 543 番 6 地先 から 多気郡大台町岩井字後谷 640 番 24 地先 まで	令和 2 年 2 月 19 日
県道 伊勢大宮線	度会郡度会町田口字東出 1608 番 1 地先内	令和 2 年 2 月 14 日
県道 伊勢大宮線	度会郡大紀町野添字中垣戸 152 番 1 地先 から 度会郡大紀町野添字出口 48 番 2 地先 まで	令和 2 年 2 月 14 日
県道 南勢磯部線	志摩市磯部町下之郷字大崎 1494 番 3 地先 から 志摩市磯部町下之郷字大矢 1493 番 2 地先 まで	令和 2 年 2 月 21 日
県道 七色峡線	熊野市神川町長原字折砥 1123 番 1 地先 から 熊野市神川町長原字下柘 1124 番地先 まで	令和 2 年 2 月 14 日
県道 鶴殿熊野線	南牟婁郡紀宝町神内字下モ鼻 485 番 2 地先 から 南牟婁郡紀宝町神内字下モ鼻 488 番 2 地先まで	令和 2 年 2 月 14 日

三重県告示第 77 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 2 年 2 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
主要地方道	伊勢大宮線	度会郡度会町田口字東出 1608 番 1 地先内

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4 占用制限の開始日

令和 2 年 2 月 14 日

三重県告示第 78 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和2年2月14日

三重県知事 鈴木英敬

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
株式会社百五銀行	四日市駅前支店	四日市市諏訪栄町 6 番 4 号	四日市市沖の島町 1 番 6 号 (四日市支店内)	令和2年3月2日

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和2年2月14日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年11月1日から令和2年2月28日まで
- 3 作業地域
松阪市小津町、同市松崎浦町、同市松ヶ島町及び同市新松ヶ島町

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和2年2月14日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
令和2年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」新聞折込業務（単価契約）
 - (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から令和3年3月31日（水）までとします。
 - (4) 委託業務履行場所
知事が別に指定する場所とします。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 連絡調整の担当者を 2 名以上配置し、緊急時に責任者に直接指示できる体制を整備できる者であること。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録を行ってください。調達システムで入札する場合にあっては、調達システムより競争入札参加資格確認申請を令和 2 年 3 月 11 日（水）11 時までに行い、入札参加資格があることの確認を受けてから入札書の提出を行ってください。また、書面により入札に参加する者にあっては、競争入札参加資格確認申請書（紙入札用）を 5(1)に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けた場合は、書面により入札に参加することができます。落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。落札候補者に求める書類の提出期限は、令和 2 年 3 月 30 日（月）12 時までとします。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 連絡調整の担当者を 2 名以上配置し、緊急時に責任者に直接指示できる体制が整備されていることを示す体制図（様式任意）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県戦略企画部戦略企画総務課総務班 担当 宮澤
電話 059-224-2009 ファクシミリ 059-224-2069

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県戦略企画部広聴広報課広報班 担当 早川
電話 059-224-2788 ファクシミリ 059-224-2032

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和 2 年 3 月 26 日（木）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和 2 年 3 月 13 日（金）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和 2 年 3 月 26 日（木）14 時 30 分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和2年3月26日(木)14時30分

なお、三重県庁内郵便局へは令和2年3月18日(水)から同月26日(木)14時30分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県戦略企画部戦略企画総務課総務班

案件名 令和2年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」

新聞折込業務

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和2年3月26日(木)15時30分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県戦略企画部戦略企画総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、送料等必要経費を含めた単価に第1回目折込予定部数と契約期間中の折込回数に乗じた金額(円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額)とし、消費税及び地方消費税相当額を除いた額(免税事業者にあつては、契約希望金額に110分の100に乗じた額)を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額(契約単価に第1回目折込予定部数と契約期間中の折込回数に乗じたもの(円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額)に消費税及び地方消費税を加算した金額(円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額)をもって、契約保証金算出の基礎となる契約金額とします。)の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であつて、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Distribution of the “Mie Prefectural Assembly News and Mie Prefectural Government News” with Newspaper.

(2) Bid Submission Deadline

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Thursday March 26, 2020.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Wednesday, March 18, 2020 and 2:30 P.M. on Thursday, March 26, 2020.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Thursday, March 26, 2020.

(4) Managing Authority :

Public Relations Division, Department of Strategic Planning, Mie Prefecture.

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL: 059-224-2788

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
